

はり・きゅう・マッサージ利用券及び 高齢者優待利用券(バス・タクシー券)の申請受付を開始します

各種利用券の申請受付の混雑を避けるため、**3月22日(月)**から受付を開始します。希望する人は申請してください。

窓口は午後が比較的空いています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、混雑緩和にご協力をお願いします。

はり・きゅう・マッサージ利用券 ※窓口で受付

65歳以上の高齢者に対して、令和3年4月1日から利用可能な「はり・きゅうマッサージ券」を申請により交付します。

【対象】 稲美町に住所のある65歳以上の人

【申請に必要なもの】 ・本人確認書類(保険証、免許証など)
・印かん(本人が署名できない場合)
※代理の人が申請する場合は、代理人の本人確認書類が必要です。利用券は申請者のご自宅に郵送します。

高齢者優待利用券(バス・タクシー券) ※郵送または窓口で受付

65歳以上74歳未満の人で、令和3年3月31日有効期限のバス・タクシー券をお持ちの人には、3月上旬に申請書をお送りしますので、必要事項をご記入のうえ、返送してください。令和3年4月1日から利用可能な「バス・タクシー券」を3月下旬に交付します。

また、新規の人で利用を希望される人は申請してください。

【対象】 稲美町に住所のある65歳以上74歳未満の人で下記の両方にあてはまる人

- ①令和2年度の住民税非課税世帯の人(同じ世帯の人全員が非課税)
- ②居宅において、外出時にバス・タクシーの利用を必要とする人

【申請に必要なもの】 ・本人確認できる書類(保険証、免許証など)
・印かん(本人が署名できない場合)
※代理の人が申請する場合は、代理人の本人確認書類が必要です。利用券は申請者のご自宅に郵送します。

【利用券の種類】

- バス・・・1カ月につき1冊(1,320円相当)の回数乗車券(神姫バスに限ります)
 - タクシー・・・1カ月につき660円×4枚(利用は町と契約しているタクシー会社に限ります)
- ※有効期限が令和3年7月31日のバス・タクシー券をすでにお持ちの75歳以上の人は、重複して交付できません。8月から受付を開始します。詳しくは「広報いなみ8月号」でご案内します。

【申請・問合せ】 健康福祉課 高齢福祉係 ☎492-9137

救急医療の 問合せ先など	加古川夜間急病センター ☎431-8051(年中無休)	診療時間 内科 21:00~翌朝6:00 小児科 21:00~24:00	※いずれも急患を受け付けますので、不急の方はご遠慮ください。
	加古川歯科保健センター ☎431-6060	診療日 日曜日、祝日、年末年始 診療時間 9:00~12:00(受付は11:30まで) 13:00~17:00(受付は16:00まで)	
	東播磨圏域小児救急医療電話相談 ☎078-937-4199	子どもの急な病気やけがなどの相談に看護師などが応じます。 相談時間 20:30~23:30(毎日)	
	兵庫県子ども医療電話相談 ☎078-304-8899 (プッシュ回線 #8000)	相談時間 平日、土曜日 18:00~翌朝8:00 日曜日、祝日、年末年始 8:00~翌朝8:00	

新型コロナワクチン接種は 4月以降 いなみ野体育センターなどで 実施予定です

新型コロナワクチンは、医療従事者、高齢者、基礎疾患のある人などから順次接種を開始します。接種費用は無料で、接種回数は2回です。

町では、4月以降65歳以上の高齢者を対象に、接種の準備が整い次第、いなみ野体育センターなどで接種を実施する予定です。

対象者には、接種券(クーポン券)を3月中に郵送する予定です。接種場所や予約方法については接種券に同封のチラシなどでお知らせしますので、接種券が届くまでお待ちください。
※ワクチンの供給状況などにより、変更になる可能性があります。ご了承ください。

問合せ 健康福祉課 健康推進係
☎492-9138

こんにちは♥保健師です

大切なところといのちを守るために

日本では、年間約2万人の人が自ら命を絶っています。あなたの身近なところにも、誰にも相談できず、1人で悩みを抱えている人がいるかもしれません。その中の多くは、うつ病などこの問題を抱えていると言われています。

日常生活の中でストレスを感じることはあると思いますが、それに加え、新型コロナウイルス感染症の影響で、新しい生活様式に戸惑い、不安に思う日々が続いています。さまざまな制約があり、経済的な不安、社会的な孤立など、これまでとは違う問題を抱えている人もいるかもしれません。周囲の人からのSOSはありませんか?

「いつもより元気がないようだけど、大丈夫かな?」

そんな誰かの「気づき」や「優しいひとこと」が、大切な人のところやいのちを守ることにつながるかもしれません。たくさん温かい地域の目で見守っていききたいですね。

3月は自殺対策強化月間です

予防接種の受け忘れはありませんか?

予防接種をまだ済ませていない人は、対象年齢を確認のうえ、早めに接種してください。

予防接種の種類	対象年齢	接種時期
水痘(水ぼうそう)	12カ月~36カ月未満	通年
日本脳炎(1期)	6カ月~90カ月未満※	
日本脳炎(2期)	9歳~13歳未満※	
二種混合(ジフテリア・破傷風)	11歳~13歳未満	
麻疹風疹混合(2期)	平成26年4月2日~平成27年4月1日生	令和3年3月31日まで

※日本脳炎(1期)を受けられなかった平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた人は、特例として2期の対象年齢期間になれば1期の未接種分も接種できます。

※日本脳炎(1期・2期)を受けられなかった平成19年4月1日までに生まれた人は、特例として20歳になるまでの間に接種できます。

※日本脳炎3期の予防接種は、平成17年度に廃止となりました。予防接種券がお手元に残っている場合は破棄してください(計4回接種となります)。

- *対象年齢期間を過ぎると、予診票(接種券)は使用できません(日本脳炎の特例の人は使用可)。
- *予診票(接種券)が手元にない人は母子健康手帳をお持ちのうえ、こども課までお越しください。
- *予防接種協力医療機関に事前に予約のうえ、予診票、接種券、母子健康手帳、健康保険証をお持ちください。

その他の予防接種についても受け忘れがないか、母子健康手帳で確認してください。

問合せ こども課 育児支援係 ☎492-9155